

四日市市告示第 2 7 3 号

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 3 7 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後							
別表（第 2 条、第 3 条）							
日常生活用具給付事業対象種目							
（単位：円）							
区分	種目	対象者		性能	対象 年齢	耐用年 数	基準額
		障害者 手帳所 持者	難病患 者等				
（略）							
在宅療 養等支 援用具	（略）						
	動脈血 中酸素 飽和度 測定器 （パル スオキ シメー ター）	（略）		介護者が容易 に使用し得る	—	1 0 年 （外部	1 5 0 , 0 0 0
人工呼 吸器用	人工呼 吸器の	人工呼 吸器の					

	自家発電機及び外部バッテリー又は家庭用蓄電池	装着が必要な者	装着が必要な者	<p>もので、次の性能を有するもの</p> <p>発電機</p> <p>ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で定格出力が850VA以上のもの</p> <p>家庭用蓄電池</p> <p>ア 運搬可能な蓄電機能を有するもの</p> <p>イ 正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300W以上のもの</p>		バッテリーに限り5年)	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	(略)					
	(略)						
(注)							
(略)							

改正前

別表（第2条、第3条）

日常生活用具給付事業対象種目

（単位：円）

区分	種目	対象者		性能	対象 年齢	耐用年 数	基準額
		障害者 手帳所 持者	難病患 者等				
（略）							
在宅療 養等支 援用具	（略）	（略）					
	動脈血 中酸素 飽和度 測定器 （パル スオキ シメー ター）	（略）					
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用 会話補 助装置	（略）					
	（略）	（略）					

（注）

（略）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）